

令和 8 年 9 月 2 9 日
株式会社 但馬銀行

変動金利型住宅ローン基準利率および
一部個人ローン商品の適用利率の改定について

株式会社但馬銀行（頭取 坪田 奈津樹）は、下記のとおり変動金利型住宅ローン基準利率および一部個人ローン商品の適用利率を改定することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

一、改定内容

1. 変動金利型住宅ローン基準利率

改定前	改定後	改定幅
3. 3 2 5 %	3. 5 7 5 %	+ 0. 2 5 %

2. 一部個人ローン商品の適用利率

商品名			改定前（年利）	改定後（年利）	改定幅
証書貸付	ローンコンシェル	マイカープラン	3. 625%～6. 45%	3. 875%～6. 7%	+ 0. 25%
		教育プラン	3. 85%～6. 45%	4. 1%～6. 7%	
		フリープラン （ライフサポートプラン）	3. 325%～7. 325%	3. 575%～7. 575%	
		リフォームローン	3. 625%～4. 825%	3. 875%～5. 075%	
	抵当権設定型フリーローン		3. 625%～10. 625%	3. 875%～10. 875%	
当座貸越	らくらくプランプレミアム		6. 325%	6. 575%	
	リバースモーゲージローン		4. 225%～5. 225%	4. 475%～5. 475%	

二、改定日

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）

以 上

基準利率改定に関するQ & A

Q：現在ローンを利用しているが、いつから金利・返済額が変わりますか？

A：1. 変動金利型住宅ローンおよび一部個人ローン商品（証書貸付）

2026年12月の約定返済日の翌日以降（2027年1月のご返済分）から変更後の利率が適用されます。ご返済額については、①返済額5年ルール、②返済額1.25倍ルールに基づきます。

2. 一部個人ローン商品（当座貸越）

2026年10月の約定返済日（らくらくプランプレミアム：10日、リバースモーゲージローン：15日）以降から変更後の金利が適用され、11月以降のお利息引落し額に反映されます。約定返済はお利息引落しのみのため、①返済額5年ルール、②返済額1.25倍ルールは適用されません。

Q：返済額5年ルールとは何ですか？

A：金利変動による急激な返済負担の増加を緩和する目的で、適用金利の見直しにかかわらず、約5年間は毎月のご返済額（元金および利息）は変更されないよう措置がなされるルールです。10月1日を1回経過するごとに1年が経過したものとみなし、5回目の10月1日を基準として、翌年1月分のご返済額から変更されます。このため、適用金利が変更されると、ご返済額に占める元金と利息の内訳が調整されますが、ご返済額の見直し時までは、ご返済額の変更はされません。

Q：返済額1.25倍ルールとは何ですか？

A：約5年毎にご返済額が見直しされますが、次のご返済額の見直し時までに金利が急激に上昇した場合でも、新しいご返済額は、従来のご返済額の1.25倍が上限とされ、ご返済額が急激に上昇しないよう措置がなされるルールです。

Q：変更後の適用金利や返済額、返済額の内訳（元金および利息）を知りたい。

A：11月中旬以降、順次発送させていただく返済予定表にてご確認ください。
なお、当座貸越については、ご利用残高に応じてお利息のみ引落しさせていただくため、返済予定表は作成されません。

Q：今後の返済方法の見直し等の相談はできますか？

A：お取引店の融資窓口でご相談をお受けしておりますので、お気軽にお申出ください。